

夢物語

大凡人間一生を安穩ならしめむト思ハゞ、第一奉重
公儀ヲ国の御掟ヲ守り、都テ我より上たる人に粗略なく
親族眷属にしたしく、我ケ諸業ニ怠りなく内心ニは
神仏を信敬シ、仁義礼智信の五常を守らむ
人は、自然ト天道に叶へる故に禍イハ来ルましき、
然ルに当国ハ古へより辺鄙の悲しきにハ、筆とる
ひとハまれにして、文盲無智の多キ故、良もすれは
道にたかへる事必ス多キ也。爰に人の秘して
持たまふ夢物語トいへる書を借りもとめて見けるに、是ハ
先年此国人の心得違のあらまし
公儀重キお役人方民間に至り、我親族之事迄も
記せしなり。前車の覆ルを見て後車の誠メにもと
子孫の慎ミの為に、写取テ秘シ置者也。于時
文化六巳ノ六月父三十七廻忌ニ当ル今日写之終ル。

指月齋主人

夢物語 序

(貼紙)

此間之年数廿年

移り行世ハミな夢の浮世なり。跡へ形の残こら
さらねは、盧生ハ黄梁一炊の内に五十年の
盛衰を悟り、平家二十余年の栄花の夢も
西海一朝の波に覚ム。爰に明和八卯のとしより
寛政二戌ニ至り、飛驒国の人心穩やかならさりしも
おなしく一炊の夢と過行ぬ。其夢のあらまし
跡やさき、爰やかしこと、とりあつめて
夢物語と号テ、九牛か一毛を書記而已。

夢物語卷ノ壹 目録

- 一、金森家御国替飛州御検地之事
- 一、飛州御高郡わけ之事
- 一、御代官代々之事
- 一、地役人方取替百姓疑心根さしの事
- 一、御石代定直段願并新役之事
- 一、山方之者国分寺ニ来ル事
- 一、取次役蔵番郡中ニ取上ル事
- 一、地役人方御理害之事
- 一、丸尾平八髪を剃ル事并毀方之事
- 一、町年寄宅折こわす事
- 一、寄合之者国分寺引取并願之事
- 一、郷切普請願之事
- 一、打毀シ御吟味之事
- 一、古川町両寺宗論之事

P 9

金森家御国替飛州御検地之事

飛州国主金森出雲守殿、天正年中元禄五申年迄当一国ヲ領シたまふ所、同年羽州神ノ山へ御国替、其後ハ一圓ニ御料所トナリ、関東御郡代、伊奈半重郎殿御支配ニ相成ける。時に元禄七戌年当国御検地、濃州大垣城主戸田采女正殿へ被仰付、則御検地御役人方大勢御越也。重立たる衆中性名惣奉行小原仁兵衛、大奉行野中市左衛門、同役辻又蔵大目附伊藤宗太夫、御検地奉行内藤九右衛門、次田角左衛門

P 10

中西彦左衛門、伴ノ五左衛門、芝田市兵衛、早田弥左衛門、嶋木三五右衛門、鈴木与左衛門、郷森兵左衛門、山本茂兵衛、御目付富田仲右衛門、山口弥左衛門、石川新右衛門、白井宗助、小林文左衛門、川村孫兵衛、上田佐五右衛門、柴田平左衛門、森新五郎、岡本理兵衛、右之外筆者、算者、竿取等相添一組人数廿式人以上拾組なり。元禄七戌同八亥兩年ニ御検地相済ける也。

飛州御高郡わけ之事

- 一、高三万八千七百六拾四石四斗

金森家 御拝領高

P 1 1

九千貳百廿四石三斗三升壹合

益田郡

九郷

内 壹万貳千三百拾貳石貳升八合

大野郡

九郷

壹万七千貳百廿八石四斗壹合

吉城郡

六郷

一、高六万四千三百六斗五升壹合

御同家領之内 御内高

壹万千貳百廿八石壹斗八升七合

益田郡

九郷

内 壹万九千八百四拾石壹斗四合

大野郡

九郷

貳万九千三百五拾五石三斗六升

吉城郡

六郷

元禄年中

一、高四万四千四百六拾九石貳斗壹升九合 大垣御検地高

P 1 2

七千七百四拾五石六斗八升八合

益田郡

九郷

内 壹万七千六百六拾六石五斗三升五合

大野郡

九郷

壹万九千五百五拾六石九斗九升六合

吉城郡

六郷

P 1 3

御代官代々之事

当国御支配元禄五甲年方伊奈半十郎殿、同拾丑年より

伊奈半左衛門殿、正徳五末年方森山又左衛門殿、享保六丑年方

亀田三郎兵衛殿、同九辰年より長谷川庄五郎殿、同拾三申年方

御子息長谷川庄五郎殿、延享二丑年方幸田善大夫殿、寛

延三午年方柴村藤右衛門殿、宝暦六子年方上倉彦左衛門殿、同十一

巳年方布施弥市郎殿、明和三戌年方大原彦四郎殿御支配也。

抑大原彦四郎殿御支配之時にあたって一国徒党強訴

P 1 4

逃散の御制法ニ背キ隣国迄の騒キに成行事、是全ク

国民愚昧よりおこれり。愚昧なる故に疑心ふかく

道理を顧ル事あたわす、終にハ身を亡し家を亡ス

種咎ニとハなれり、恐るへし、慎ムへし

地役人方所替百姓疑心根さしの事

当国御料所に成りてより御支配ハ時々替らせられ

けれども、地役人八拾余人ハ替りたまわす、是ハ金森家に

勤られし人々にて御国替之節、暇ヲ取、高山町に居住

P 1 5

ありける、御代官伊奈半十郎殿、国の振合御聞合せ有ら

むために召抱たもふと聞へける、右数年来、勤切の人々、往古より在来の趣国柄人氣の振分迄、時の御支配へ被仰達ける故、国改正しく静謐に治りける所、此時に当テ国の大變出来しける事恐多クも当

御代官所と百姓共之前業のなせる所か、被仰出ける程の事に深ク疑心をふくミける。其疑心の根さし、左のことし。

一地役人嶋田小兵衛、山内今右衛門、安江信右衛門、鈴木唯七、

P 1 6

山崎与三郎、川上太兵衛、此人々ハ才智芸能人にすくれ

御支配御手代方も心をおき給ふ程也。先年上倉殿

御代頃ハ、極月上旬、右の衆中御用場の火鉢にあたり

居たもふに御手代結城永介、立ちながら其火鉢にて足

をあぶりたまいける。嶋田氏刀おつ取、其元の御足ハ見事

なるおミあしなりと云俣、既に伐らむと仕たまいける。永介ハ

這々其場をにげ去られし故、事ハおこらさりし、是等

の振合の事其節にてハ度々有之。此六人の人々撰州

P 1 7

兵庫西ノ宮へ御所替被仰付けるをおしまぬ者

なかりしなり。

一当国御年貢米、凡三分金納、七分米納也。金納の

分十月五日ニ納初、翌二月迄四度ニ皆済ス。米納は

毎年十月丑ノ日ニ御蔵初の定例也。然ルに当御支

配丑年方、八月ニ初納金高先納被仰付、又凶年

干損等の年柄、御上米不出来之村々、増金納願出

候得者、村方ニ応し被仰付けるも、向後増金納ハ

P 1 8

被仰付間敷段、先達而被仰渡有之ける。

一飛州御用木御救山稼、五ヶ年之内御休山被仰付

且又、御元伐場所四十余ヶ村へ御救米八千俵、御拝借

被仰付来りける所、是も御引上ヶニ成けるよし、其節

内々相聞ける、猶又、当国御年貢米之内三千石、江

戸表御蔵へ直納ニ被仰付、尤是ハ山国にて運送ヲ

難義之趣、郡中より願ける所、江戸表ニ而御聞済有リ

ける趣にて、御廻米ハやみにける。然処、高山二ノ町丸屋平八

P 1 9

飛州百姓惣代トなり、福嶋屋五右衛門、川上齋右衛門、屋貝

権四郎、役判にて飛州御年貢米三千石、直納仕度
段、江戸 御奉行所へ願出ける也。郡中にてハ先達而直納
御免之願いたしけるに、今、丸屋が直納致度との願ハ
いかさま深キ工ミある事ならむと、郡中百姓共不審に思ひ
様々疑心を起しける。

一高山町有徳の町人共へ式千両三千両ツ、度々御用金被
仰付、猶又町方の方へ拾ヶ条新役被仰渡ける。

P 2 0

一國中重立たる名主并高山町年寄へ御代官所ノ御紋付、
御上下被下置、有徳の町人共へハ御出入被仰付ける。是等ハ
先例無之事也。

一御年貢石代直段ハ、隣国五ヶ所御聞合ヲ以、年々直段
極りける所に、今度被仰渡けるハ、当国石代直段、畢竟
江戸表方御糺シ有之ハ、百姓難義之筋ニ可成行哉、難
計候間、米壹俵ニ付銀拾七匁位定直段ニ願候ハ、國中
為ニ相成へし。尤江戸へ申立候ニハ金三千両程も入用

P 2 1

可懸間、町在ともとくと相談いたし、願出可申段被仰渡
ける也。

右ヶ条之内、郡中為ニ成事も可有之なれ共、何れ新仰
之事、差当テ難義の次第多けれハ、兎角に今度之
御支配様ハ金がほしき故。いろく工ミ出し被仰渡ル也。江戸
表よりの仰付にてハ有間敷候。猶、疑心のミ弥増ける。

石代直段并新役被仰渡之事

明和八年卯ノ十二月三日國中名主組頭、高山 御役所へ被召出

P 2 2

被仰聞けるハ、当国御年貢石代直段之義、是迄ハ隣国
五ヶ所聞合ヲ以年々直段極りけれ共、此以後御糺シ等
有之ハ如何可相成哉、難斗間、米壹俵ニ付銀拾七匁位
定直段ニ願候ハ、百姓為ニも相成へし。尤、此段江戸表へ
申立候ニハ金三千両程も入用懸り可申也。小前百姓共へも申
聞ケ、追而いなや可申上旨被仰渡ける。名主共奉畏、小前へも
申聞セ、其上御願可申上と、しらすを立出ける所、取次会所
におゐて、新役拾ヶ条被仰付之趣ヲ、取次三人より申渡シ

P 2 3

ける。高山町年寄組頭へも同様被仰渡ける也。仍而高山年寄組頭ハ町会所において相談ス。郡中名主組頭ハ最寄宿々にて相談いたしけれ共、まちくにて決し兼ける故、兎角、郡中一烈ニ而相談ヲ極メ御答可申上候。夫より国分寺を頼ミ郡中悉ク寄合ける。

山方之者共国分寺に来ル事

御用木山方、益田郡阿多野郷大古井村 伝重郎、中ノ宿村 磯右衛門、小坂郷湯屋村 長三郎、其外共、国分寺寄合の場に来り申出しけるハ、今度山方御休山ニ付山方之村々一同難義ニ及ひ、江戸

P 2 4

御奉行所へ御嘆キ可申立手懸りもと、出府いたし聞合セ候所高山二ノ町、丸屋平八、飛州百姓惣代之趣ヲ以、当国御年貢米三千石直納仕度ト願出候義、無紛、とく承り届ケ参候。右役印ハ同町組頭福嶋屋五右衛門、町年寄川上齋右衛門、屋貝屋権四郎ト相聞候。今度、山方御休山も元来ハ彼等が工ミと相見へ申候。其謂ハ、山方御拝借三千石御休山ニ付てハ、不用ニ成り候得者、此分直納ニ仕度と江戸表へ申候手段と推量致シ候。此義、相違有之間敷候。兼而、郡中よりハ直納御免の願ひ

P 2 5

差出置候を乍存、不届成ル致方なりと大キに憤り申シけれハ、郡中之者共も腹を立テ、丸屋め其分ニテハ差置きかたしと、我も我もに怒りののじりける。

取次蔵番郡中取上ル事

国分寺寄合、明和八卯十二月十一日ヲ始リ、地方山方共大勢イあつまり居けれとも、兼而、被仰渡候定直段の相談ハ余所になり、様々不法之事共申出シ、いまた不参の村々へハ数通廻文を遣シける故、次第二大勢ニ相成ける。然ルに古川町方

P 2 6

村名主善左衛門、谷村右衛門四郎、杉崎村伊右衛門、大村万助、大沼村久左衛門八賀町方村次兵衛等ハいまた出さりける。偕、郡中評定之趣ハ、近年百姓、次第二困窮ニ及ひけれハ、可成たけハ驗約可致なり。取次なども、百姓方ヲ給米差出シ置けれ共、此節にてハ公儀の役人のやうに心得、御上ノ氣ニ入百姓ヲ蔑ニ取計ふ也。蔵番共も同様にて、御年貢の時ハ上戸の竹ヲぬき、大切成上納米ヲ捨させて、己が私欲ニせんと

はからひ候義、言語道断不埒者共也。向後、給米差

P 2 7

出ス間敷段、寄合の場より人ヲ以申達シける。猶又、去寅年
皆済目録、返金等いまた不被下置、此段御願可申と願書
相認、寄合ノ場ニ居合の名主百姓罷出、御願申上ける。御本々茂木
沢右衛門被仰聞けるハ、江戸表ニ而、直段御取しらべ相済不申間
追而、御下知次第願之通り可申付旨、被仰聞ける。御願ニ罷出テ
たる名主百姓共、国分寺ニ立帰り、右被仰渡之趣ヲ郡中
之者共へ申聞ケけれハ、大勢之者共大キに怒り、御直段之事ハ
隣国五ヶ所、聞合ニ而、毎年十一月ニ相極ルと聞及ふ也。

P 2 8

今に取しらべ済ぬとハ、甚心得かたき仰也。其分にてハ差
置かたしと、又、所々へ廻文差出シける。依之、川上、奥小島、白川
久々野、阿多野、追々に相集リ、幾千人共数不知、所々篝火
を焚、大勢思ひくにおめきのしる声、高山町ハ勿論
近在迄も響キ渡リ前代未聞の事共也。大沼村久左衛門、町方村
次兵衛、古川町善左衛門等ヲ始、此場へ不罷出名主共ハ悉ク打
こわすへき評定也。

地役人方寄合之者共へ御理解之事

P 2 9

斯而、国分寺寄合、日をおつて大勢ニ成リ、如何様の狼藉キ
出来すへきも難計と高山地役人、上村藤介、吉住善右衛門、高木
次左衛門、沢田傳兵衛、田宮祐七、小池佐右衛門、山田喜左衛門、土屋平右衛門
松井忠蔵、岩水友右衛門、田近孫蔵、直井兵左衛門、右拾貳人、国分寺へ
御越あり、各被仰聞けるハ、郡中願之筋等有之ハ、書付を以村役人
ばかり御役所へ願出可申処ニ、ケ様ニ大勢集リ居候ハ
ご公儀へ対し、重き御法度筋に相当リ、畢竟、其方共難義
の次第成へし、早々此場を引去り願之筋ハ静ニ相願可申

P 3 0

段、被仰聞ける、百姓申上候ハ昨日御願申上候通り、寅ノ皆済
目録返金共、廿日切ニ被下置候ハ、引去リ可申と口を揃へ申上ける。
地役人方御思案之上、廿日切ニ返金差出可申段被仰聞ける
百姓共申けるハ、左様ニ被仰候ばかりにて、心済不仕、弥々
廿日切ニ可下置ル趣の御墨付いただきましたと、大勢之者共
御役人方を十重廿重ニ取まき、口々におめきけれハ役人方も

不届キに被思召けれ共、あら立てハ如何之思召、のそミに任せ
矢立の筆にて一札認め、相渡シ其場を遁れ帰られける。

P 3 1

丸屋平八髪を刺ル事并毀シ方之事

高山町年寄組頭中ハ町会所ニ寄合、定直段願筋等の相談
有之ける所、国分寺寄合の場ハ高山組頭衆中之内、両三人御越
被下度趣申越ける、町組頭ハ何心なく五六人国分寺へ出ける所、
百姓取りまき居候而申出シけるハ、此度二ノ町丸屋平八、郡中百姓惣代と
偽り、三千石直納之願、江戸 御奉行所へ差出シ候、いかさまに
深キ工ミ有之義と相見へたり、早々此場へ丸屋を差出シ可被
申候、無左内ハ各方も此場を為去申間敷と傍若無人

P 3 2

ニ申ける、依之、組頭中ハ丸屋親類を呼寄セ、此段申渡シける、
丸屋ハ法花寺辺り隠れ居けるを尋出し、国分寺へ連行き
けれハ、郡中之者共丸屋を取まき、御廻米直納之事、誰に
頼まれて江戸表へ願出候哉、定而仲間も可有之、有躰に可申と
大勢立懸り、といけれハ屋貝権四郎・川上齊右衛門・福嶋屋五右衛門
役判の外仲間ハ無之よしを申ける、百姓共口々に、おのれは
郡中の者の餓命に及ふ事をエムやつかなと、手取足取引立
行、鍛冶橋の下にて髪を刺り、新町の番太を呼寄セ

P 3 3

預ケける福嶋屋清左衛門ハ丸屋ト一所ニ呼寄せけるに丸屋の躰を
見るより薬師堂の下へ隠れける所、大勢之者共、見付、竹竿を
入テさかし出シ、様々ニ悪口を云イ、其上、国分寺の住持へ預ケける、斯而
百姓共ハ内々しめし合置けるや、十四日夜四ツ時、丸屋平八宅江
大勢押寄、表口より散々に打こわす、家内之者ハ兼而覚
悟にてありけれハ、すハ、打こわしといふやいな、ミな、ばらばらと遁ケ
さりける、跡より一むれおそひ来り土蔵を目かけ打ちこわす
先手の者共、丸屋宅を悉ク打破り、又福嶋屋へ押懸ケ喚キ

P 3 4

さけんで打毀シける、福嶋屋ハ油断にて、かた付等も致さざれハ
諸道具・衣類ハいふにおよばず、立具・畳に至ルまで或ハ
きりさき踏くたき目もあてられぬ次第なり、御手代、地役人
高張を立ならべ、大横町に控へ給ふ御坊輪番法花寺役僧
召連レ御越有リ、御咤の挨拶ありけれとも、中々不聞入木地

荷物をきりほとき、用捨もなく打つけけれハ不及力、各々引しりそきたまいける、百姓共ハ両家共存分に打こわし夜もふけけれハ、旅宿々々へ立帰りける

P 3 5

百姓共推量之事

郡中之者憤り申しけるハ

今度江戸直納米之儀、郡中ハ御免之願奉差上御聞濟ニ相成候也、然ニ丸屋平八米壹粒上納せぬ町人の身柄にて、三千石直納の願ニ江戸表迄も罷出ける段心得かたき次第也、察する所、直納の米ハ越中辺又者尾張辺ニ而買取、舟ニておくり江戸御蔵詰いたし、其替リヲハ高山御蔵米ニ而請取、其外、山方百姓方御救臨時御置米等之類イ、右三千石の名代にて悉ク

P 3 6

自分方へ請取、メ売ニ致し高利を貪ル手段と相見へたり、諸人の難義を顧ぬ不届キの工ミと人々憤り右の狼藉ヲ働きしと聞へける

P 3 7

町年寄宅打こわす事

同十五日九ツ時御輪番寺中八ヶ寺御共にて国分寺へ御越あり御寺法印ニ種々談せられ、其上郡中へ被仰けるハ町年寄両家并福嶋屋へ郡中の衆中憤り之段拙僧申預り度ト頻ニ被仰入ける名主共申上げるハ御苦勞の御来駕千万難有奉存候、今度御上より被仰出候新役十ヶ条都テ百姓共願之節御代官様江御達シ被下置候ハ、右一件之義ハ御任セ可申上ト答ける、然所表ニ聞居ル百姓とも腹を立小前之者共へ相談もなく名主中我俣の計ひ

P 3 8

と大勢土足ニて寺中へ欠ヶ込ミ狼藉にも可及躰なれは御輪番ハ所詮力ニ不及と急キ帰寺仕たまひける、然処同日七ツ頃より古川収納組之百姓共追々に馳来リ右の人数にくわゝりければ国分寺の門内錐を立へき透間もなく夥敷き次第也、斯而夜ニ入れハ寺内もひつそとしまりける故何れも宿へ帰りしと心得、名主組頭も銘々旅宿ニ帰りける、然所郡中百姓之内気かさの者共町方きおい組の若者共打まじり

川上齊衛門宅 屋貝権四郎宅を散々に打破りける頃は

P 3 9

極月十五日月ハくまなくさへ渡り白昼のことくなれハ、貴賤老若はしりあつまり見物ス、打こわしの百姓共ハ後の憂も弁へす、傍若無人の狼藉ハうたてかりける次第なり、川上屋を毀ス人数之内にて鱒壺本盗取けるを見附、番太ニ云付吟味いたさせけるに谷村右衛門四郎弟也、鱒を其俣せをわせなから高手小手にいましめて町宿を尋けるに宿ハ向町南部屋庄兵衛と云、番太ハ縄付先ニ立向町へ行けるに町組頭も打こわすよし兼而聞へけれハ南部やにも道具等かた付居ル

P 4 0

然処へ盗人ヲ引立大勢の見物にて南部屋ハ是かあれかと尋来ル家内大キに驚て、すハ打こわしか来ルハと取ものも取あへす散々チリににけさりける、又吟味いたしけれハ宿ハ永坂屋権六なりとて三番町へ引返ス見苦シかりし有様なり

十 国分寺引取并歎キ願之事

同廿六日国分寺法印居合の名主共へ申談シ、寄合之者不殘引とらせ、此段御役所へも申上られける、大沼村名主久左衛門町方村名主次兵衛も此節ハ罷出ける、古川町方村名主善左衛門

P 4 1

杉崎村名主伊右衛門、大村名主万介、谷村名主右衛門四郎ハ片原町大工兵十郎ニ旅宿して居ける所、古川郷小嶋小鷹利之百姓共大勢来り、四人之名主を無二無三ニ引立、国分寺へ連れ行廊下にて善左衛門を取て引伏せ、頭ヲ剃らむとせしなり、飯山寺住持、立出申されけるハ、昨日迄ハ郡中へ寺を借し置けれ共、子細あつて引とらせ門戸をとぢ置候ニ、案内もなく乱入之段、不埒千万也、此上狼藉ニ及べハ本山御室へ可申立と、顔色替て被申けれハ、大勢の百姓とも

P 4 2

如何思ひけん、我先にとにけうせける、数百人の者共飯山寺壺人ににける事、後々評判ありけるハ其節国分寺へ罷出たる出家、せいハ六色有余にて、八尺はかりの鉄の棒を持テ日月のことくなる両眼ニ而にらみたもふ其形相、身の毛よ

たつて恐ろしく如何様是ハ不動明王の出現にてや

あるらむと人々申合ける也、彼地の百姓共ハ寄合の場へ名主共の遅参を憤りろうセキに及ひしと聞へける、偕国分寺寄合兼而可示合一條ハ余所になし、不法之事共多かりける

P 4 3

然処、重立たる名主共追々に出会シ、今度郡中難渋之筋

御上様へ御歎キ可申立旨ニ一統シ、郡中ベリ方一札認、名主百姓

代連印いたしける文言左のことし

一此度御石代直段之儀、米一俵ニ付銀十七匁位、定直段ニ御願

申上候様被為 仰付候得共、右定直段御願申上候ニハ、多分入用

相懸リ候様仰聞候、左候而ハ困窮之百姓此節入用割符

差出シ候義、迷惑ニ奉存候得者、定直段之儀ハ御断可申

上候事

P 4 4

一新御役之儀、被仰出奉承知候得共、困窮之時節ニ候得者

是又、何分御断申上度候事

右両様之儀以書付御断可奉申上候、併右御願之節者

一組において名主百姓代壹兩人宛罷出可申候、百姓大勢罷出

候義堅く仕間敷候、若願筋御聞濟無之候共惣代罷出候

者へ恨ケ間敷義決而申出間敷候、尤右願ニ付入用之儀者

村高二割合無故障差出シ可申候、為其定ノ一札依如件

明和八年卯ノ十二月

三郡願ノ村々

名主百姓代 印

P 4 5

如斯示合願書相認御役所へ奉差上ける文言ニ曰く

乍恐以書附奉願上候御事

一、此度新御役拾ヶ条被為仰付候内、御陣屋修復畳

表替等五ヶ年ヶ間御差止メ被遊、其外御用廻状持送り

等迄、可成たけ御減シ可被下置段難有奉存候事

一、当国之儀、元禄年中御上知以来御手入無之、依之江戸

表方新規御運上其外納物相増可申旨、尤御料所

にかきらす御私領共一同之事之由承知依之

P 4 6

乍恐奉願上候ハ、先年御地頭様之節ハ御高三万八千石

余之処、御手入ニ付御高六千余石相増、当時御高四万四千石

御取箇四分余相増、其外御運上御役筋之品も古来イ
より格別ニ相増、國中難義仕罷在候御義ニ候得者、
此上新規御運上之儀、御免被成下候様奉願上候事

一、山方村々之儀田畑少ク人多ニ御座候故、田畑之影ばかりニ而ハ
相続難仕ニ付、前々方御用木稼被仰付、右助成ヲ以
百姓相続仕候、勿論外村々ニ而茂、山出し川下ヶ等日雇

P 4 7

ニ罷出候故、山方トハ乍申国中之潤ニ罷成候処、此節御休山
被仰付候ニ付、一同難義ニ及ひ申候、厚キ御慈悲を以
御元伐被仰付被下置度、奉願上候事

一、今度被為仰聞候御石代定直段之儀、米一俵ニ付

銀拾五匁位イ御定被下置候様、国中一同奉願上候事

一、先達而、取次之者共方奉承知候新御役之儀、御免被為
成下候様奉願上候、且又、國中余荷御普請之儀、是迄方
人足減ジ候様、御取斗ひ可被為下旨、難有奉存候

P 4 8

此段ハ郡中之者共存寄も御座候得者、追而御願申上度
奉存候事

右之条々厚キ御慈悲ヲ以、被為聞召詔願之通被

仰付被下置候ハ、大小之百姓一同難有仕合ニ奉存候、以上

明和八年卯十二月

三郡村々

名主 印

高山

御役所

P 4 9

前件願書御代官様御上覽御聞濟有之趣也、同廿日
郡中方御蔵番を呼寄御年貢之節上戸の穴ふさき

もれ米等猥ニ致間敷段申渡シ其上花里村利平次

を呼寄貴殿ハ郡中寄合の座方直ニ御役所へ上リ相談

の趣を申上られ候間名主仲間はぶき可申由郡中より

申しけるを灘郷中のもらひにて相濟ける斯而郡中寄合も

十二月十一日方始リ同廿日ニあらあら納リ前後入用四拾貳貫

七百分懸リける也、同廿一日町年寄両家丸屋福嶋屋御見

P 5 0

分之上ニ而取かた付致度願出ける見分ニ不及こわし候道具

帳面ニ記シ置後日吟味之節可差出旨被仰渡ける也
町年寄屋貝川上出勤無之かゝるさわかしき年も
くれ行又明和九ノ春トハ成にける

郷切普請願之事

卯之極月中旬より当辰ノ春に至リ鳥集リ御陣屋の
稻荷宮ニ泊りけるが一本杉白山宮ニ泊り替へ其辺の田地
耆町程の内ニ集リ何万居るとも数しれず又稻荷の

P 5 1

杉の木根方上へさけ登りける是等甚多珍事也とあやしみ
思ひける也、時二明和九辰二月廿三日去ル卯ノ十二月百姓共方
番太ニ預ケ置ける丸屋平八病氣にて居宅へ罷帰り
同廿五日被召出手鎖町内預ケニ被仰付ける、同日郡中名主共
国中余荷御普請之儀向後郷切ニ被仰付度趣願出ける
尤右之段益田郡へ茂申達シける益田郡にてハ外ニ存寄り
有之郷切願の仲間ニハ不相成段宮田村佐平次ト云者
を以申越ける、依之大野吉城二郡連印ヲ以奉願上ル

P 5 2

乍恐書付ヲ以奉願候

一、大野郡吉城郡百姓一同奉願上候去冬拾ヶ条御新役相勤
候様被為仰付候所近年百姓困窮仕罷在候始末
不顧恐多茂御免御願奉差上候処、厚キ御慈悲ヲ
以願之通御聞濟被下置千万難有奉存候

一、国中余荷御普請之儀減ジ方仕方御考被遊郷中
普請ニ仕可宜哉之旨被為仰渡候ニ付此度郡中
相談之上御願奉申上度は迄之余荷場所郷々へ

P 5 3

申遣シ候処益田郡之内萩原郷上呂郷中呂郷下呂郷
下原郷馬瀬郷右六郷ハ不承知ニ付相談相決不申迷惑
至極ニ奉存候依之御願奉申上候ハ右六郷普請方
之儀ハ向後郡中ト引分ヶ六郷切ニ而勤候様被成下度
奉願上候

一、右普請方儀今度打寄内談仕候処弥郷切普請ニ
仕度奉存候然共郷切之手ニ不及程々之大破等出来仕
候節ハ先年之通り御公儀様御普請ニ被仰付被下置

P 5 4

候様奉願上候尤郷々普請場所之儀ハ御願申上御見分
之上是迄之通木道具被仰付被下置郷切ニ而何分
出情仕丈夫ニ普請仕度奉存候間厚キ御勘弁ヲ以
右願之通御聞濟被下置候ハ、郡中一同難有奉存候以上
明和九辰三月 郡中村々

高山

御役所

名主百姓代

印

右之通り郡中名主百姓代連印ヲ以御願差上ケける所御糺之上

P 5 5

御聞濟ニ可成趣也郡中名主共難有奉存猶又相談之上去ル
卯十二月国分寺寄合之ことく不法之振廻イ有之候て者
御上様へ対シ村役人共申訳ケ無之間向後右躰不法之儀
無之様連印定書可致置と古川町方村名主善左衛門八賀
町方村又左衛門等筆ヲ取相認ける文言ニ曰

一、去冬中郡中小百姓共高山町国分寺へ相集イ不法之儀
有之条ニ付今度御吟味ニ御座候右之始末郡中名主共
常々小前へ申付等不行届と御察当有之候而も

P 5 6

毛頭申訳ケ有之間敷候然ハ此以後高山町其外村々ニ
心得違之者有之候而廻文等まハし候共決而請合申
間敷尤郷切ニ頭相立其当番の頭方方廻文或ハ飛
脚等遣シ候ハ、罷出可申候其外方差出し候廻文ハ工ミ事ト心得
堅出間敷候若定相背キ罷出候者有之ハ直ニ
御役所へ御訴可申上事

一、前文之通郷切ニ頭立置候而茂数年相立置候而ハ如何様之
儀工ミ出シ可申も難計事ニ候得者は又年々頭役相立替

P 5 7

可申事

一、此後何事によらず郡中打寄候義差止メ可申義ニ候へ共
品ニより寄合候ハて不叶義も可有之候左候時ハ一郷切ニて
示合其上寄合所を定耆郷方名主組頭百姓代五六人宛

荷察敷

罷出我雑之儀無之しつかに談ジ合可申候尤郷々方出候

名主組頭百姓代等之儀ハ平生うらひら無之者をゑり
出シ小百姓へも相談ニ及ひ候上ニ而差出可申事
一、去冬中騒動ケ間敷義有之尤此段ハ百姓町家の内

P58

輪論トハ乍申御公儀様へ対シ甚夕奉恐候御義ニ御座候
元来土も木も一國を被知召候御支配様之御計ひニ候へ、
何事によらず私之取計ひ不相成段常々相心得可申事ニ候
尤去冬被仰付候御新役等之儀ハ格別百姓難義之筋ニ
候得者幾重も御歎キ可申上事ニ候得共都テハ
御上様へご苦勞不奉申上様相互に心懸ケ可申事
一、村々にて御田地家蔵所持いたし候者ニも平生心立悪敷人も有
之むろく門屋風情之者ニも心立宜敷者も有之義ニ

P59

候得者大切なる示合等ニ差出候節ハ分限によらず仏神を
尊ミ親に孝行郷中村内にてもうしろゆびさゝれ不申
人ヲ差出シ可申事

一、飛州之儀ハ浄土真宗多ク近年正不正之筋も有之本寺方
糺も有之候節ニ候得者去冬中高山町并郡中打寄候而騒
動ケ間敷義出来候も秘事宗門ニかたより候義と
御上様方御察当有之候而も申分ケ有之間敷存候事
右ハ此度郷切ニ而名主共一同心ヲ合相定候条此上何事ニ

P60

よらず 御上様へ奉恐郡中難義ニ相成候筋決而無之様郷々
相互ニ心ヲ付合前条之趣急度相守可申候若相背候者有之
候ハ、郷中郡中の仲間を除き其上御注進可申上候為後日名主中
連判定一札依如件

明和九年辰三月十一日

飛州三郡拾八郷村々

名主組頭百姓代印

打ち毀シ御吟味之事

去卯十二月打こわし御吟味当辰三月五日方始り高山
御役所へ郡中村々町方共被召出被仰聞之趣ハ去卯ノ十二月

P61

国分寺ニ大勢集リ種々不法働キ別而通年被仰出候新
御制札之表ニ相背候条重々不届至極と嚴重ニ被仰聞ける

右御召出シ重立たる者共ニハ阿多野郷大古井村伝重郎中ノ宿村磯右衛門
小坂郷湯屋村長三郎広瀬町村名主惣四郎宮村名主九郎右衛門川上郷
三日町村名主孫右衛門同村惣七八日町村名主久右衛門牧ヶ洞村名主久右衛門
小八賀町方村又左衛門桐山村助蔵高山若達町仙介鑄かけ喜三郎
西部や庄右衛門向町地善右衛門川原町伝重郎其外町在被召出ける人々
日々夥敷次第也中ニ茂頭取躰之人々ハ入牢手鎖被仰付

P62

御召出シの度毎角責火責之くるしみさけびかなしむ有様
目もあてられぬ次第也如斯嚴重之御吟味罪の軽重相分
大古井村伝重郎仲宿村磯右衛門湯屋村長三郎廣瀬村宗四郎
入牢其外町預り村預拾五六人有之余ハ御免帰村被仰付ける
同年六月廿日暮方夕立雨しきりに降り國中川々出水別而
益田郡所々山ぬけ宮田羽根西上田少ヶ野三原森村小川此
村々にて民家田畑つき埋或ハ大川へ押出シ横死之者夥
敷是又希代の大變也

P63~64 略

P65,66 本原本に無し

夢物語 卷ノ二

P 6 7

夢物語卷ノ二目録

- 一、地改被仰渡花里村御縄初之事
- 一、御役人方村々地所内糺之事
- 一、宮村内改并冥加錢の事
- 一、松木村寄合之事
- 一、諸勸進断之事
- 一、新町川原寄合之事
- 一、御添簡願并大垣行之事

P 6 8

- 一、妹尾順兵衛江戸発足之事
- 一、百姓大垣出訴之事
- 一、大垣方飛州へ飛脚并江戸表御届ケ之事
- 一、願ニ不加村々之事
- 一、古川収納組ニ而願不加名主之事
- 一、御奉行所方御刺紙至来之事
- 一、御召之者共発足之事
- 一、江戸表方被仰渡之事

P 6 9

地改被仰渡并花里村御縄初之事

安永二巳ノ二月國中名主組頭 御役所へ被召出御定免切替ニ付少々加免被仰付同被仰渡之趣ハ当国之儀御檢地以後八拾余ヶ年御手入も無之新田或者切添立出畑田成等之地茂可有之ニ付今度御勘定所方御地改被仰付近々御役人様御越被成候間村々田畑地引絵図小前帳認差上御改ヲ可請段被仰渡ける郡中名主共一同奉畏御請印相濟村々へ帰り御差図之通り地引絵図小前帳認尔

P 7 0

掛りける同三月十一日地改御奉行御勘定方水谷祖右衛門殿同瀧又右衛門殿御普請方内藤浅次郎殿今井勘助殿高山町御着宿有り同十八日灘郷花里村御縄初メなり近在村々之者共も罷出て御地改之躰を見けるに田畑の四角に境

見を立同四はうに梵天を立ル是方十文字に繩をはり繩の
違目の所に大工かねを当てひすみを直シ竿取の役人
間数ヲ改て帳面に記ス如斯一繩毎御改也此躰を見ける
百姓共かかる微細の御改にて尺寸の所迄余歩になりてハ

P 7 1

行末百姓立行かたしと郡中一同に申合けり

御役人方村々地所内糺之事

閏三月中旬御手代地役人方郷村御廻り地所内糺有之趣
にて三枝郷より川上郷へ御廻村の人々にハ御手代妹尾順兵衛
地役人古田驒四郎山田喜左衛門三枝郷下切村始にて名主
善三郎方に数日御逗留あり扱当村も花里村同様
微細に御繩被入其上惣百姓呼出し被仰聞けるハ
此度当村地所内檢致し試ルに甚地広也繩毎に

P 7 2

式割三割、中にハ五割に及ふも有なり、江戸御役人方

の改を請候ハ、格別御高も増、其上多分費ついでへも懸リ

可レ申、今度大積りを以、村高に三割増位、先達さきだつて而願出候ハ、

村方勝手の筋にもなるへし、頭方得心かしらかたならハ、宜しく

申立呉くるへしと被_二仰聞_一ける、百姓共も三割増なび抔とハ
思ひも寄らぬ事也、殊に最初にて外村の様子も知れ

されハ、暫ク御延引可レ被_レ下と断リけれども、立_{たつ}テ御理解

有_レ之故、渋々しぶしぶに御請を申しける也、それより中切村江

P 7 3

御移り有り、下切村同様地所御改之上、割増之趣被_二仰

聞_一けれ共、兼かねて而村中示合置けれハ、御延引被_レ下度段、相断

ける、都す而上切村・赤保木村・川上郷内御廻村有_レ之けれ共、頭方

不承知の趣なれハ、割増の事も不_レ被_二仰出_一そこそこにして

御帰りなり、大八賀郷はちがより小八賀郷へハ御手代大山弥助、地役人足立忠次右衛門・吉村助右衛門也、大八賀郷松本村始メ同村改済、直二三福寺村へ御越し七蔵宅へ入たまひけるに、当村兼而かねて示合せ居けれハ、百姓大勢集り中にも百姓七蔵・半兵衛等口ヲ揃へ

P 7 4

申上けるハ今度地所御内改之儀、奉承知一候得共、此節植付前にて、百姓共甚事多ク日をかすえて働ク時節二候得者、

御案内等も難レ仕、仍而よって唯今御内改之儀ハ御延引可レ被ニ下置一追而御奉行様御改之節逐一御案内仕可レ申候、猶又御宿之儀者得不レ仕と憚なく申上けれハ、御役人方も慮外なる申方と思シけれとも其俣にして名主方へ御越あり、一同呼出シ数々に

御理解仰聞おおせきけられけれ共重立おもだちける者共得心不レ致、夫より

居合いあわせの軽キ者に案内為レ致そこそこに改て、松木村漆垣

P 7 5

内村へ入たまふ、何れの村々もふしやうふしやうの案内にて内改メ済ける也、今度、七蔵・半兵衛存寄の次第を遠慮なく御役人方へ申上ける故、一旦ハ諸人ほめけれとも後の難儀とハ成行ける

宮村内改并冥加錢之事

御手代青木儀兵衛、地役人田宮祐七・市村又五郎、右ハ久々野郷

御廻村ごかいそん宮村始メ也、当村も不得心の振合なれ共、強テ案

内為レ致、御縄入有レ之、其上村役人并惣百姓呼出し、被ニ仰聞いけるハ当村至テ縄延て相見ゆる也、然ハ微細に改を

P 7 6

請なハ、何程いかほどの高増たかましに可レ成哉や、難レ計とかく、兎角此方より

先達而願出ハ、少々さきだつての増にても済へし、其儀ならば供ニ申立

とらすへし、全体当国の義、檢地以来新開切添きりそえの改もなく

余歩よぶの所数さくどりケ年作取とにいたせしハ御料所ごりょうじよだけ也、私領
なれハ是迄ゆうめんの宥免有間敷也、新田切添等しんたけぞえ是迄無年貢
にて作り来れる冥加のためと存、古田高拾石こたかじゆしやくニ付永百文ツ、
増永上納ぞうえいじゆ可レ致と被レ仰けれハ、百姓共申けるハ神か仏の事
ならハ冥加銭と云事も可レ有レ之、新田切添等しんたけぞえ之分に御年

P 77

貢を増、其上こ古田畑こでんばた高に冥加永差出シ候義、得御請仕え

まじ、左様被ニ仰聞一候御役人様御家名承置たしなど抔と、種々
過言を申懸ケ狼藉をも働クヘき様子なれハ、御役人中も
其俣に差置て次の村々へ廻られける、郡中百姓共、ケ様の事
どもにつき益々疑心を起シ、色々悪評を云ひろめ、騒
働のねさしとは成にけり

松森寄合之事

今度御役人方御廻村有リ、村々田畑御内糺シ之上、三割五割増
P 78

或ハ古田高拾石に冥加永百文ツ、上納可レ致段、被ニ仰聞一之
趣を村々聞伝へ、当地改の一件何共難ニ心得一、是ハ江戸

御老中様方のニ被仰出ニにてハ有間敷キ抔と様々にうたがい
を入、閏三月下旬郡中百姓共、小人賀郷と大人賀郷の境上野うわの

松森と云所に寄合をぞ始ける、扱さ、寄合評定之趣ハ今度
御地改の次第ハ、新開切添畑田成等之事と存、御請印いたし

候処、古田畑にも御高増懸ル様子也、左候さそうろうて而ハ、困窮の百姓
所詮立行成間敷なれハ、御代官所へ再応御願申上、御聞
濟無レ之時ハ、江戸御奉行所へ願上可レ申、且又当国御
検地ハ濃州大垣戸田采女正様へ被ニ仰付一、元禄年中戌亥兩年

國中御檢地相濟、其時の被^ニ仰渡^一にハ今度御檢地御水帳ハ当国百姓永代の御朱印也、大切に取扱ひ可^レ申段被^ニ仰渡^一候と、一同承知いたし居ル事也、然ハ古田畑御改の一条ハ甚難^ニ心得^一、是等の始末ハ直^ニ大垣^一へ罷出、御窺ひ申上可^レ然杯と種々様々の評定也、斯而上野寄合数日に及び、次第に大勢にぞ成にける

P 8 0

諸勸進断之事

偕^{さて}、上野会合の上評定しけるハ此度の願容易に可^レ濟事にあらず、しかれハ入用金多分差出シ候てハ叶まじ、先百石ニ付金式分ツ、差出シ可^レ申、ケ様に物入出来に付てハ困窮の百姓難儀の上難義なれハ、願相濟迄ハ諸奉加・禰宜・山伏の初穂瞽女・座頭并乞食・非人等の手の内、且又御寄合金或ハ諸本山への志等一切差出ス間敷キに相定、寺々或ハそれぞれの

頭の方へ人ヲ以其趣を申伝へける、爰^{こゝ}に大沼村名主久左衛門・町方村

P 8 1

名主治兵衛ハ、去卯年国分寺寄合の節にも遅参に及び寄合居ける族あしさまに云なし、既に居宅もこわすへきよしを申ける也、され共毀しにも来らず、事しつまりて後、罷出ける故其時は御咎メもなかりしなりける、今度も其心得にて触下村々絵図帳面